

公 告

次のとおり、契約の相手方を公募します。

令和5年7月11日

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構
島根支部契約担当役支部長

1 公募内容

(1) 事業名

島根職業能力開発促進センター駐車場賃貸借

(2) 事業の趣旨

島根職業能力開発促進センターの一時的な受講者増加に伴い、敷地内の駐車場が一時的に不足するため、施設近隣の駐車場を一定期間賃貸借するものである。

(3) 事業の内容

公募説明書による。

2 公募の参加に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和5年7月26日現在において、厚生労働省より指名停止措置又は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。

(4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。

(5) 令和5年7月26日現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

(6) その他、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部契約担当役支部長が次に定める資格要件を満たすことを証明した者であること。

※令和5年7月26日現在において、宅地建物取引業免許を取得している者であること。

3 公募説明書等の交付

公募説明書及び仕様書は、本公告の日から公募内容等の条件を満たす旨の意思表示提出期限の日までの間に、以下の方法により交付する。

(1) ダウンロードによる交付

イ 公募説明書等は、本公告を記載するホームページ (<http://www.jeed.go.jp/location/shibu/shimane/chotatsu.html>) にパスワードを設定し掲載する。

ロ 「shimane-keiri@jeed.go.jp」あてパスワード発行依頼の電子メールを送信すること。

ハ 件名は『「〇〇〇〇（調達件名）」公募説明書等のパスワード発行依頼』とすること。

ニ 本文には会社名、担当者名及び電話番号を記入すること。

ホ 電子メール送信後は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 総務課 経理係（電話 0852-31-2800）に電話し、受信を確認すること。

ヘ 申込を受け付けた後、公募説明書等のパスワードを電子メールにより通知するので、ホームページ上に掲載する公募説明書等をダウンロードすること。

(2) 紙媒体による交付

イ 午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に、「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 総務課（〒690-0001 島根県松江市東朝日町267）」にて受領すること。

ロ 当該資料を受領する際には名刺を提出すること。

4 公募内容等の条件を満たす旨の意思表示の提出期限

令和5年7月26日 15時

5 その他

上記4の意思表示が複数ある等の場合は、後日、一般競争入札を行うものとする。

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。